

## 新潟市秋葉区農業委員会 9 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 9 月 30 日（水）午後 3 時 30 分から午後 3 時 59 分

2 開催場所 秋葉区役所 601 会議室

3 出席委員 (14 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

6 番	笠原 綱生
15 番	松田 洋一

5 議事日程

### 第 1 議事録署名委員の指名

11 番	上田 一男
13 番	伊藤 君雄

### 第 2 議事

議案第 16 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 17 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	鈴木 浩
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年9月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は6番笠原委員と15番松田委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので11番・上田委員、13番・伊藤委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第16号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 16 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

利用権設定の新規、新津地区 3 件、筆数 65 筆、面積 47,814 m<sup>2</sup>であります。

2 ページは中間管理事業分、新津地区 2 件、筆数 2 筆、面積 131 m<sup>2</sup>であります。

3 ページは新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 2 年 10 月 14 日となります。

4 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

佐藤千穂子委員

1 ページの 2 番と 3 番の法人は同じような名称となっているが、関係ある法人でしょうか。

事務局

全く別の法人です。

佐藤千穂子委員

分かりました。

議長

他にありませんか。

(なし)

議長

他にご質問がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 16 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の  
議案第 17 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について  
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局  
(鈴木主査)

議案第 17 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。  
議案書 1 ページ番号 1 をご覧ください。  
譲渡人 A 氏、譲受人 B 氏、  
七日町地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。  
本件は、売買による所有権移転の許可申請です。  
申請面積は田 2 筆、513 m<sup>2</sup>です。  
譲受人は妻と二人で経営しており、水稻を主体として蔬菜と合わせて約  
1.1 ha栽培しております。  
譲受人は規模拡大を目的として、売買の申し出をしたものです。  
申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する  
者はありません。  
10 アール当たりの対価は 40 万円です。  
また、本件は農地部会に付されました。  
次に追加議案書 1 ページ 2 番、  
譲渡人 C 氏、譲受人 D 氏、  
覚路津地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。  
申請面積は、田 2 筆、723,3 m<sup>2</sup>です。  
本件は同居家族である現在耕作している者への共有持分の贈与による所  
有権移転です。このため本件は農地部会省略案件です。  
次に追加議案書 1 ページ 3 番、  
譲渡人 E 氏、譲受人 F 氏、  
覚路津地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。  
本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。  
申請面積は、畑 1 筆、471 m<sup>2</sup>です。  
譲受人は妻と子三人で経営しており、水稻を主体として蔬菜と合わせて  
約 3 ha栽培しております。  
譲渡人は親戚の仲介を通して、譲受人に贈与の申し出をしたものです。  
申請地は農振用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者  
はありません。  
また、本件は農地部会に付されました。  
最後に、議案第 17 号の案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号に該  
当せず、許可要件のすべてを満たしています。  
以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第3条の規定による意見決定2件について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人B氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、直売所に出店するようになり、もう少し畑を耕作したいため、良い話と思い買うことになったとのことです。

現地調査したところ、現在管理不十分で雑木が確認できるが、今後の管理をどうするのか尋ねたところ、木は自然に生えたものであり重機を使用して耕作できるように整地したいとのことです。

また、台帳地目は田だが現況は畑になっているので、土地改良区の水利費にも関係するので、許可後は、地目変更の手続きを行うよう指導しました。

許可になったら申請どおり耕作するように指導し、申請者もこれを了承しました。

次に追加議案書1ページ3番の案件です。

本件の譲受人の代理人G司法書士事務所補助人H氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡人のEさんが病気になったので農地を減らしたい意向があり、畑の隣のIさんの親戚に打診したところ了解され、今回の申請に至ったとのことです。

移動時間は車で10分位とのことですが、現在は適切な管理がされているのでそのまま継続して今後も管理するよう指導しました。

また、畑の前のアスファルトはいつ頃舗装したのか尋ねたところ、最初は砂利だったが、周辺農地へ砂利が飛ぶなどの被害を防ぐために4~5年前に舗装したとのことです。

許可になったら申請どおり耕作するよう指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 17 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。  
報告事項、  
新潟市農用地利用配分計画（案）について、  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、  
農地の転用事実に関する照会書について、  
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、  
農地法第 5 条転用届出に関する受理について、  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 5 ページをご覧ください。  
新潟市農用地利用配分計画（案）についてでございます。  
新津地区 2 件、筆数 2 筆、面積 131 m<sup>2</sup>であります。  
つづいて、議案書の 7 ページをご覧ください。  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり 3 件受理いたしました。

(鈴木主査)

8 ページをご覧ください。  
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり 2 件回答しました。  
9 ページ及び 10 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
です。

記載内容のとおり9件受理しました。

11ページをご覧ください。

農地法第5条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり7件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

鈴木委員

9ページの安部新という地名は初めて聞く名だが、具体的にどこにある  
のか教えて欲しい。

事務局

下新のあたりであるが、具体的な所在は後でお示ししたい。

議長

他にありませんか。

(なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いた  
だきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和2年9月の定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 上 田 一 男

署名委員 伊 藤 君 雄